

これらの頭書が、宸筆本に無かつた事を語るものとしてよく理解される。これらの朱の點は柳瀬本に無く、また自余略之云々の記事は、柳瀬本では薄れて読み難かつたのであつて、昭和二年九月印行の隱岐本新古今和歌集では、しばらく「詞不審云々宸筆本ニ此頭書不可有之」と讀んで置いたのであるが、なるほど「自余略之」とも讀まば讀まるべきであつた。世に往々歌の上に撰者の名あることを隱岐本の特色とする者があるやうであるが、隱岐本にはこれは無いのである。しかしながら柳瀬本とこの本とが形式を一致せる點は、宸筆本から來たと思はれるものだけでなくして、これらの頭書及び略傳等にも一致點があるのであるから、これらの宸筆本以外の形式が、奥書にいふ堯孝自筆本から來てゐるものであらうといふ事は推察せられる。

とにかく此の本の出現に依つて、從來新古今和歌抄の唯一の傳本であつた柳瀬本を助けて、隱岐本の研究に資する所あるべきである。

五

次に柳瀬本とこの本とに於ける、歌の出入に就いて記すべきであるが、なほこの際、その他の諸本の出入をも併せて一覽表を作る事とする。この表の内、大夫本と稱するは、室町時代と覺しき寫本で、縦八寸二分横五寸三分鳥の子胡蝶裝二帖より成り、奥書には、中山家舊藏本のうち定家本から來たと認められる奥書、及び同本の寛元々年六月十六日の奥書があり、これらの奥書の文字は、勿論中山家舊藏本の文字と相違があり、この本の方がよい所も多い。更に次の記事を有してゐる。

建長七年二月十日以大夫阿闍梨本書寫畢同十一日校合畢

陰士在判

この大夫阿闍梨は、中山家舊藏本に於ける大夫阿闍梨圓嘉と同人と認められた書寫の年月を異にするのである。以上の奥書は、宮内省圖書寮所藏の所謂合點本と密接なる關係を有するもの、如く、合點本は卷十六以下を缺いてゐるが、或いはその卷二十にもとかくの如き奥書があつたものとも考へられるのである。即、合點本の卷十五の奥には、寛元元年六月十四日藤原定家自筆本を以つて校合した由の奥書があり、卷二十に至つて、それより二日遅れて同本を以つて校合した事

歌集及び歌人

三七八

九八九の次	一六〇三の次	一七八三	一八〇一
十	八八七	八八八	八八八

すみよしと思ひし宿は
いくよへし入江の松ぞ
おほぞらにいのるちぎりの
水くきの中にのこれる

有 有 無 無

無 無 無 無

無

無 無 無 有

無 無 有 無

無 無 無 無

無 無 無 無

は、同一人の場合であると考へられる。但し、本文は合點本とはかなり出入がある。また文明本と稱するは、同じく縦九寸横五寸三分胡蝶裝二冊の寫本で、卷末に漢文序があり、その奥に、八代集及び萬葉集に關する記事があり、最後に、

文明本と稱し
あり、その奥
文明九年丁

すみよしと思ひし宿は
いくよへし入江の松ぞ
おほぞらにいのるちぎりの
水くきの中にのこれる

有 有 無 無

無 無 無 無

無

無 無 無 有

無 無 有 無

無 無 無 無

無 無 無 無

六

松田武夫氏の王朝和歌集の研究は、平安時代から鎌倉時代初期にかけての勅撰集並びに私歌集に就いて、書誌學的研究を中心とした書であつて、從來世に隠れて

隱岐本新古今和歌集の一傳來

居つたことを明にせられた點が少くなく、眞に有益なる研究といふべきである。その中に收められた「隱岐本新古今集の形態とその價値」の一篇も亦、學界を益すること多き論文といふべきである。唯、往々にして吾人と見解を異にする部分のあることは、學術上自然の勢で止むを得ぬ所であるが、今此處には、隱岐本新古今集の傳本に關する部分のみに就いて一言したい。松田氏は、大島氏所藏本を以つてこれまでに紹介された如何なる本よりも最隱岐本に近い形態を有する本であるとせられてゐるが、この點には猶疑問が存すると思ふ。

今日隱岐本新古今集の内容に就いては、まづ後鳥羽院の御跋に就いて考へねばならぬ所であるが、その趣に依るに新古今和歌集には藤原良經に勅して假字の序を奉らしめたのであるから、今新に抄出を行ふとすればもとの序を通じ用ゐることが出来ない。依つてもとの集に御筆を加へられる趣であつて、御跋には、

これによりてすべての哥、ないし愚詠の數ばかりをあらためなをす。しかのみならず、まき／＼の哥のなか、かさねて千哥むももちをえらびてはたまきとす。

とあり、即、新古今集の約二千首のうちから千六百首を保存せられ、四百首を捨てられたのであるが、この取捨を示すのに如何なる形を以つてせられたかは、現存せる諸傳本に依つて相違がある。即、松田氏の示されたる通り、一、残された歌に合點を施したもの（合點本）。二、残された歌の肩に紙片を貼つたもの（中山家舊藏本）。三、捨てられた歌に朱の小圈を附してゐるもの（柳瀬本）。四、捨てられた歌の終に朱の合點が附けられてゐるもの（久原文庫本）。及び五、捨てられた歌の肩に朱の合點を附せられてゐるもの（大島氏本）の各種がある。松田氏は捨てられた歌の肩に朱の合點を附してあるものを以つて本格的なるものとせられてゐるけれども、平安時代の末から鎌倉時代にかけては、合點は點者がその歌に對して同意を示し、佳作であることを現す爲に附するものであつて、非なりとする作品に合點を附することはないのである。本文に對して傍に校異のある場合などにも、その良しと認める方に合點がかけられるのである。合點は、その非とする方にかけられることは、當時の習慣として全然あり得べからざることである。但し、書損を示す場合に、その肩に鍵章をかけることはあるのである。合點本の奥書のうちに、「於合點者於隱岐

令抄御之本之定也。合點之外者被捨歌也。」とあるのも、合點に對する常識を語つてゐる。

新古今集の各歌は、題詞、作者を有し、及び場合に依つては左註をも有してゐることは今更いふまでもない。而して、歌の取捨を行はれて新古今和歌集に修正を加へられる以上は、これ等の題詞、作者、左註にも當然取捨が行はねばならぬ筈である。この點は、御跋では明記せられてゐないが、各卷の内題をも改められたものと推定せられる以上は、當然これにも及んでゐるものと見るべきである。この點に於いても柳瀬本及び近藤盛行本の、すべて捨てられたる部分に朱の小圈を附してある方が本格的であるといへるのである。又、柳瀬本には朱の校合があり、これは後鳥羽院宸翰本と傳ふる本から來てゐるものと認められるが、その中には隱岐本の原形と、及び隱岐にての御修正とを含んでゐるものと考へられる。即、朱の小圈を附せる題詞には朱の校合が無いのである。但し、誤つて朱の小圈を附したと認められるものは例外である。

各歌の撰者の名が無いのが、隱岐本の原形であるべきは、如何にもその通りであ

るが、作者の名の下に於ける小傳も亦、隱岐本には無かつた筈である。譬へば、攝政太政大臣の下に後法性寺關白御息、太上天皇の下に高倉院第一皇子とあるが如き、恐らく後人の勘文であらうと思はれる。現に柳瀬本にはこれ等を朱で消してあり、「自余略之」とあるは、すべてが無かつたことを語る。然るに大島本にはかくの如き作者傳記が存するのである。又、松田氏も擧げてゐるが如くに、切り出された歌と認められる數首の歌が入つてゐるのである。

かやうな次第であるから、この本が單に各歌の撰者名が無いから純粹であるといふことにはならぬのである。隱岐本の一傳來としては貴重なる資料であることは疑を容れぬけれども、これを以つて純粹なる隱岐本に近いものとすることには賛成することは出來ない。

七 如願法師

爛熟した宮廷生活のうちに薰育せられ來つた歌は、鎌倉時代の始めに至つて、こ

こに新古今集を成した。作歌技術は鍊磨せられ、これに伴ふ效果も大きいものが、あつたには相違ない。しかし歌道の指導者が因襲を貴しとした爲に、當時熊野への旅行の如きは、その人々の間にしばしば行はれたに拘はらず、かゝる海山の輝きは、歌とは全く没交渉に終つたやうに見受けられる。作家がいちじるく上流に偏してゐたことも、歌をして宫廷的前裁的ならしめた一因になるであらう。西行法師の如きは、この間にあつてよく獨自の境を歩んだ一人であらう。慈圓はおそらく西行の歌風を慕ひ、その後繼者たらんとする意識があつたと思はれるが、その作風はかなり西行から遠い。

新古今時代に輩出した歌人のうちでは、比較的身分の低い藤原秀能に、をりをり自然の一角をつかみ来る手腕のあるのを見る。

藤原秀能は、北面の武士で、歌を以つて後鳥羽上皇の寵遇を得たことは増鏡に見える。五位左衛門尉となり、東寺の舍利を盜んだ賊を捕へた功によつて出羽守に兼任せられた。承久の亂には大將軍となり、一方に將として戦つたが、官軍敗れて後僧となつて山林に隠れ、如願と稱した。仁治元年五月廿日に年五十七を以

つて寂した。彼が北面の武士から出家した歌人僧であることは、すこぶる西行に似てゐる。彼も西行も共に藤原秀郷の末である。西行の出家の事情は、まだ詳でないが、おそらくは思想上の問題に起因するものであらう。如願の出家は、戦が敗れたので、命を助からんが爲であらうと思はれる。その出發點には相當の距離があるやうである。

如願法師の歌には、他の人々に比して多少自然に歸つた點がある。目を宮廷から山野に轉じ得たのは、おのづからその歌に新味を點する所以となつた。山に關するものにいい歌が多い。

あしひきの山路の苔の露の上にねざめ夜深き月をみるかな
山里の風すさまじき夕ぐれに木の葉みだれてもぞ悲しき
奥山の木の葉の落つる秋風にたえだえ峰の雲ぞのこれる
月すめばよもの浮雲空に消えてみ山がくれを行く嵐かな

右四首は新古今集に出てゐるものであるが、懸詞を用ひず、引歌を用ひず、たゞ山中の情景を直敍してゐるのは、材料に應じた適當の表現と云ひ得よう。讀者に荒

涼を強ふる傾向のあるのは、むしろ新古今の撰者たちの、山に對する先入觀念と見るべきであらう。

奥山の峰の時雨をわけ行けば深き谷よりのぼる白雲(玉葉)

古歌として、山行の興趣をこれだけに描寫し得た歌は少い。用語節約をなした爲に、初二句に名詞の重疊を來して、二三句の間に巧緻の氣分を生じた傾きはあるが、宮廷風を離れた作品として認められる。

後鳥羽院が隱岐の御所で、舊き恩顧のものどもから歌を召されて、歌合を催された時に、如願法師も歌を上つてゐる。その中に、

何ゆゑに深き山とも契りけむ心のほかに住む庵もなし

三界たゞ一心、心のほかに頼るものがないと、覺つた云ひ方は、よいと評するも、云ひ過ぎると評するも、またその評者の心の分際が知られるものである。なほ法師の心境の思ひやらるゝものには次の如きがある。

心こそゆくへも知らね秋風にさそれいづる月をながめて(續後撰)

今日もまた暮れぬと思へばあしひきの空かきくもりふる時雨かな(續拾遺)

何となき昔戀しきわが袖のぬれたる上にやどる月影(風雅)

奥山を思ひ立ちては來しかども身を浮雲は宿も定めず(家集)

如願法師には昔の得意時代を慕ふ回顧の情がある。出家の動機が動機だからでもあるが、西行のひたすらに世を離れようとするのに比して、人間の心が下に動いてゐる。しかし僧となつてはおのづから心も澄むであらうし、また西行の行迹を慕ひその作品の影響を受けた歌も見受けられる。

をはり近くなりて無下に弱く見え侍りと申して、正念のありなしを知らむ
とて歌よみてんやと、知識申し侍りしかば

をはりにと釋迦も阿彌陀も契りてし十度の御名を忘れしもせず
頼み來し釋迦のちぎりも忘れねば本有のはちす開けざらめや(家集)

かつては水無瀬殿の清撰の歌合に九首まで召されて殊に院の御對手に參り、その他數々の歌の道の名譽を荷うた身も、承久の大變に際會して後は、山林に隠れて寂しき餘生を歌に過した。今こゝに筆を執つたのは、彼の歌に時代を離れた素直な詠み口のあるのに心を惹かれた故である。その詠み残した歌の多くは、時代の

流れに押された幽玄哀婉の歌であるが、その中に籠つた數首かの珠玉を取り出づることは後人のつとめであらうと思ふ。法師の家集はまだ印行されて居ないやうに思ふが、やがて印行せられる機會のあらむことを望む。

おく山の軒端の松の葉をしげみ木の間の月も訪はぬなりけり(家集)

月にも人にも訪はれぬと歌つてゐるところに寂しさに堪へぬ心が潛んで居るのかもしぬ。筆者は山深ければ訪ふ人もなしの歌境を愛する者である。

八 新葉の風格

吉野の朝廷にあつては、兵馬倥偬の間にあつても、古代以來永き傳統を有する歌の道を捨て給はず、歌道の種々の御催も相次いで行はれて居つた。その主なる一二を擧げれば、正平八年及び天授三年には兩度まで千首和歌の儀が催され天授元年には五百番歌合が行はれてゐる。その外にも、朝廷又は臣下の家に於ける千首

百首、または歌合等が無數に行はれてゐた。従つて詠み出された歌の數も、かなりの多數に及んでゐたのであるが、世は逆臣の跡を断たずして、いまだ勅撰の歌集を撰ばしめるゝに至らなかつたのである。そこで宗良親王がやゝ征戰の暇を得させられて、これらの歌の撰集を企てられたのが、新葉和歌集であつて、集が出来上つてから後に、特に勅命を下して、これを勅撰集に準せられる旨の恩命が下つた。宗良親王は後醍醐天皇の皇子で、吉野時代に當つては、みづから兵を率ゐて各地に轉戦せられて、王事の恢宏に努力せられた御方である。歌を能くせられその御集を李花集といふ。

永い歴史を有する歌の道は、鎌倉時代に入つては所謂師範家が確立して、その師範家の歌風が一代を指導するが如き事情であつた。これが爲に、歌風は漸く沈滞の氣を生じて來たのであつたが、鎌倉時代末に至り、京極家に藤原爲兼が出て、一代の風格を成し、玉葉和歌集を撰して、所謂玉葉調の歌風を成した。玉葉集からは、伏見天皇の御製並にその中宮永福門院の御歌に、清新にして高雅なる作品を拜するのである。

しかし伏見天皇は文保二年に寶算五十三にして崩せられ、藤原爲兼は元弘二年に、七十九歳にして歿してゐる。されば玉葉風の歌は、鎌倉時代末を代表するものとして意義があり、その後を繼ぐものには、吉野時代に入つて正平元年に風雅和歌集が出たが、これはむしろ玉葉集に附して説くべきものであつて、吉野時代を代表するものとしては、當然新葉の歌風を擧げなければならぬのである。

吉野の朝廷に於ける歌道は、系統より言へば、二條家の後なる藤原爲世の歌風を傳へられるものである。爲世は爲兼とは對立關係にあつた人であるが、その歌風は徒に傳統を重んじてゐて、無氣力なる作風と言ふ外は無かつた。しかもその後を傳へられる、後醍醐天皇、後村上天皇の御製には、その英明なる御本質と、國家非常の時に當つて宮廷生活に安んせられる暇が無かつた等の事情よりして、特に調子の高い御製を傳へらるゝに至つた。これに比すれば、宗良親王の御歌は、むしろ溫柔に過ぎてゐるやうに思はれるが、その撰ばれた新葉集には、當時を代表すべき幾多の佳作を載せてゐるといふ事が出来るのである。

勅撰の歌集は、平安時代の古今和歌集から、室町時代の新續古今和歌集に至るま

で、所謂二十一代集があるが、新葉和歌集は、准勅撰歌集として別に數へられてゐる。これらの中には、古く、新古今の如き、優れた歌集も存してゐるのであるが、新葉集は特にこれらの歌集に存せざる意義を有してゐるのである。それは、この集にあつて特に國家意識が強く感じられる事である。當時吉野の朝廷に屬する君臣が、逆臣を滅して、國家の統制を計ることに苦衷を重ねられて居り、その氣魄が、おのづからにして作品の上にも現れたものといふべきである。即新葉集の序文には、「ちはやぶる神代より國をつたふるしるしとなれる三種のたからをもうけ傳へましまし」と見えて、三種の神器を奉じて正統の天皇にまします所以を明にし、また卷の一の巻頭及び卷の二十の巻末は、いづれも後村上天皇の御製を掲げ奉つてゐる。特にその巻末の御製の如きは、國家及び帝位に關する御製であつて、本集編纂の趣旨のある所を明にしてゐる。即左の二首である。

四つの海浪もをさまるしるしとて三つのたからを身にぞつたふる

九重に今もますみの鏡こそなほ世をてらす光なりけれ

元來歌は、古くは國民の上下を問はず、これを歌ひ、これを樂んだものであつて、萬

葉集の如きは、あらゆる範囲の人々に亘つてその作品を残してゐる。然るに平安時代以後、漸く作歌が一部の大宮人に限られるやうになり、作者の範囲が、非常に局限せられて來た。新葉集にあつても、大體この傾向は免れないが、しかもその序文に依れば、後醍醐天皇の元弘の初より撰集の當時に至るまで、吉野朝廷の君臣の作品は、その身分を論せず賤しき者に至るまでも、これを收められたと記してある。即ち玉のうてな金とのよりかはらのまどなはのとばそのうちに至るまで人をしてことをすてすえらびさだむる所云々と記してある。これもおのづからこの集の歌風が、活氣を感じさせる原因になつてゐるであらう。

ひきそめし心のまゝに梓弓おもひかへさで年もへにけり（源賴武朝臣）

君がためわがとりきつる梓弓もとの都にかへさざらめや（前内大臣隆俊）

の如き、王事に盡瘁した忠臣烈士の作品は、他の歌集に多く見當らざる所である。

後醍醐天皇の吉野にての御製には、新葉歌風の元を開かれたとも申し奉るべき作品を拜する。

身にかへて思ふとだにもしらせばや民の心の治めがたさを

こへにても雲ゐの櫻さきにけりたゞかりそめの宿とおもふに
都だにさびしかりしを雲はれぬ吉野のおくのさみだれのころ
この里は丹生の川上ほど近しいのらばはれよさみだれの空

吉野の朝廷に於かせられては、歌道を中心として、歌學も捨てさせられなかつた。新葉集の出來た時の帝長慶天皇には、源氏物語の辭書として、仙源鈔の御著がある。この書は、特に一の國文學の専門辭書として最初に出來たものであつて、學術史上意義の深いものである。天皇を補佐し奉つた臣下の中では、後に出家して耕雲と號した藤原長親に、耕雲口傳、倭片假名反切義解等の著があり、また同人は源氏物語を書寫して、所謂耕雲本を殘してゐる。

吉野時代の國文學として、特に挙げねばならぬのは、神皇正統記である。この書は、正平九年に薨じた吉野朝廷の柱石たる北畠親房が、國體の本質を明にせむが爲に記した史論であつて、初に延元四年秋常陸の國の小田城に於いて稿を起し、後興國四年七月同じく關城に於いて再治したと傳へられてゐる。この書は、大日本は神國なりの文に始り、神器を以つて傳國の寶とする意義を論じ、大義名分を明にし

てゐる。この書に現れた國家意識は、歌の形に於いて、正しく新葉集に現れたものと言ふ事を得るであらう。

吉野時代の文學としては、その國家的であり、神道的である事が、最大の特色であつて、これは上代の神道文學の復興ともいふべき性質を有するものである。

九 長慶天皇を仰ぎ奉りて

一 序 言

申すも畏多いことであるが、長慶天皇は、芳野朝第三代の天皇にまします。時、亂世に當り、みづから籌策を廻らして、兵馬の功を勵ませ給ふ傍、學は和漢を兼ねて、才思華やかに、國を憂へ民を憐み、わけて骨肉に對する御情誼、誠に懇切にましました。しかも南山の記錄、世に存するもの乏しく、芳野朝御歴代のうちに數へ奉るか否かといふ事は、爾來の史家に甚議論のある事であつた。自分がこの問題に觸れたの

は、大正二年の頃である。芳野朝廷の君臣が、暴力の横行を防いで、正義の道を開拓する爲に、苦しい智恵と、絶對の勇氣とのありたけを出して居ながら、公家としての自尊心が、修養の惰力を驅つて、營んで行つた歌の道に就いて記述したことがあつた。その時に觸れたこの芳野朝の歴代數の問題が、大正五年の夏に至つて新しい結論に逢著した。その六月二十九日の夜、人に陪して、文學博士佐佐木信綱氏の邸に古書を觀て居た時に、新史料を發見したのであつた。一段の詮索を終へてから、七月十四日に、今は亡き文學博士八代國治氏にまづその喜を分つた。氏は既に他の方面から推理を重ねて、長慶天皇弘和三年御讓位の説を立て、居られた。なほ、この稿に就いて賜つた佐佐木信綱、和田英松、山本信哉、八代國治諸氏の御厚意を深く感謝する。

二 三代説と四代説

芳野朝の御歴代は、後醍醐天皇、後村上天皇、後龜山天皇の三代であるといふ説にも、後村上天皇の次に長慶天皇を加へて四代であるとなす説にも、いづれにも有力

な根據がある。今簡単にその材料を列記して見よう。

甲、三代説側の根據

一、芳野朝の准勅撰集たる新葉和歌集の序文に「かみ元弘のはじめよりしも弘和の今にいたるまで、世は三つぎ年はいそとせのあひだ」とあるのは、元弘から弘和まで、後醍醐、後村上、後龜山の三代五十年間を指すものである。長慶院辨花咲松、松花辨案等。

二、同じ序文に「吳竹のその人かずにつらなりても三代の御門につかへ」とあり、又新葉和歌集、五百番歌合、後龜山院千首和歌に、

思ひきや三代に仕へてよしの山雲井の花になほ馴れむとは

芳野山名もかひありて三代までのみゆきかさなる花のしら雲

馴れ來つるやそちの春も哀しけれ三代のむかしの花のおもかけ

玉つばきふたゝびかけはあらたまり松は花さく御代の久しだ

三代へぬる竹の園生の雪にこそふりにしあともなほのこりけれ等の歌が見え、これらはいづれも天授年間に作られたものであるから、即芳野朝三代を證するものである。長慶院辨花咲松、松花辨案等。

三、新葉和歌集卷第二十、賀部、

建德元年正月松契遐年といふ題を講せられ侍りしついでに

御 製

十かへりの花さくまでと契るかなわが代の春にあひおひの松

この歌は、主として御代を祝はれた御製であつて、弘和元年の新葉和歌集に、單に御製として收め奉つてゐるのは、建徳から弘和元年までに御讓位の事なく、即芳野朝は三代なることを示して居るものである。長慶院辨花咲松、松花辨案等。

四、嘉喜門院集、新葉和歌集に、弘和元年の中宮の君が、建徳二年には女御であつた事を記して居る。即、弘和の主上は、建徳にも主上でまし／＼たのである。花咲松、松花辨案、南山皇胤譜、嵯峨野の露。

以上が三代説の最有力な證據であつて、これに對して四代説側の解釋は、當時芳野朝には内訌があり、長慶天皇と後龜山天皇とは御中不和にましましたから、後龜山天皇側の朝廷では長慶天皇を歴代に數へ奉らず長慶帝繼統議、長慶院天皇繼統考證、史微墨寶考證、楠氏研究等。といひ、長慶天皇在位僅に五年にして芳野出奔とあるから芳野朝歴代の數に加へない

と見える長慶院辨といひ、三代三つぎは世數である（龜山の）といひ、三つぎは皇位繼承が三回あつたもので、三代は御代である（正統論天皇）といひ、新葉集の序文は、世は四代、世は四つぎと書いては、口調が悪いから作者が不實を書けるならん、建徳の御製は必しも王者の御製に限らず、選者の訂正もあるべし（久米邦武氏）といひ、建徳の女御に對してはいまだ女御であるから確證とはなし難い（長慶院天皇）と言つて居る。

併しながら、冷靜に、公平に考へて見れば、以上の材料は三代說側の解釋が穩當であつて、名分を重んせられる芳野朝の朝廷に於いて、一旦御在位あらせられた方を除外するとは非常の想像である。四代說側の主張は已むを得ぬに出づるもので、これだけの材料を以つてするなら無論三代說側に左袒せねばならぬ。この外に三代說側には、諸種の論證を擧げてあるが、いづれも有力なものでは無い。

乙、四代說側の根據

一、應永二十三年に、西山内大臣満季の新補したものと信せられる、皇胤紹運錄に、
義良親王
——寛成親王
於南方自立號長慶院

——燕成王
自吉野降後、蒙太上天皇尊號

とある。（大日本史長慶院
天皇繼統考證等）

二、應安第四夷則中八之天書寫之畢、其後隨奉見出而親王法親王女院齋宮齋院等奉書入之者也、猶落者歟と奥書のある三寶院所藏の帝系圖に、

後村上院
——當、寛成親王
母内侍二條關白猶子號三位局

良成 東宮南方

とある。（補正儀北舊論、
八代國治氏）

三、東寺王代記に、

後醍醐——今上——今上
寛仁——今上

とある。（天皇繼統考證等）

四、高野山寶簡集に、元中二年九月十日、太上天皇寛成敬白の御願文がある。即寛成の君はこれ以前に御在位ありて御讓位あらせられたのである。（天皇繼統考證等）

五、紀伊護國寺文書、大和二見氏文書なる院宣、紀伊丹生神社文書中の院宣の文字、紀伊粉河寺文書中の太上天皇の文字、五條氏文書中の仙洞の文字、仙源鈔畊雲跋文中の長慶院法皇の文字等、當時の文書中に、上皇法皇のいました事を證するものが

ある。長慶院天皇繼統考證久米邦武氏等。

六、大僧正尋尊の大乘院日記目錄に「應永元年八月一日、大覺寺法皇崩五十二。號長慶院」と見えてゐる。久米邦武氏等。

七、花營三代記、應安六年八月二日の條に「南方讓位於御舍弟宮之間、相副三種神器、沒落吉野云々」とあるのは、長慶天皇と後龜山天皇との皇位授受である。日本通鑑、大辨院等。

以上を四代說側の有力な主張とする。これに對する三代說側の駁論は、系圖等は北朝側の編纂、後人の著であるから誤が多い。松花懈案、南山といひ、於南方自立といふは正統の王者にあらざるを表す。臣谷森善といひ、寶簡集以下の文書に對しては、長慶院は、春宮から帝位に上らずに太上天皇と成られたのである。花咲松、松花懈案、南山といひ、大乘院日記目錄は誤が多い。南山皇胤譜といひ、花營三代記は街談巷説、傳聞の説併し假に四代說側の材料のみを以つて考へて見れば、四代說の主張は正當であつて、三代說の春宮仙洞説は窮餘の説である。この外に四代說には諸種の系圖を引

いて居るが、その確實性は甚危まれる。又嘉喜門院集の正平二十三年の内の御方、倚廬の御所よりの御製を新葉集に採用しないのは長慶天皇と後龜山天皇との御中不和であつたからである。長慶院答辨、長慶院天皇繼統考證、楠氏研究と言つて居るけれども、新葉和歌集に採用しないから長慶天皇の御製であるといふ論理は成立しない。嘉喜門院集の内の御方及び春宮が何れの御方に當るかは、他の決定を俟つて後に定まるもので、これを以つて他を推すわけには行かない。

以上の如く、三代說にも四代說にも有力な根據がある。これ從來兩立して決しない所以なのである。

三 番雲千首奥書

前節に述べた、三代說及び四代說の雙方の主張を融和して、歸著點を發見するのに最都合がよいと思はれるのが、大正五年六月に發見した新史料である。それは「番雲千首」古寫本の奥書である。仙花紙と見える紙の袋綴本に蟲の入つたのを裏打して綴り直した四冊本で、紙質、書風、どのやうな事があつても決して慶長に下る

ことの無い本である。畔雲千首は續群書類從にも收められてあるが、佐佐木博士所藏本には、類從本に無い奥書がある。即

本奥書
長慶院殿

天授二曆、仙洞并當今以此題令詠御。

于時愚身并故二條前關白教頼公、左大將

師兼卿于時春宮大夫、別當經高卿等可詠之由、同有勅命於愚身者、病中難治之間、令故障畢。故信州大王、彼五千首合點之後、又令詠給。翌年春、予病氣小減之間、下賜六千首、合一見處、此餘風情更難出來之間、難詠之由、再往雖辭退之、更無勅免之間、兩句之間、如形終篇者也。略○中

元中六年正月、最初大王合點本珍藏之間、於旅店卒爾書之次、思出記之。

此奥書本、予所自寫也。

内大臣判

爾來三十年、時移事變、身前身後恍如一夢。爰防州大守大夫居士、有志于此道、當世無比倫、故與予有方外之交、因磨老眼再寫此詠而寄座右。略○中

于時應永廿二年孟秋廿九日也

畔雲散人書

とあり、この次に畔雲の父なる妙光寺内大臣藤原家賢の長い消息がある。

畔雲は芳野朝に仕へて藤原長親といひ、歌道を宗良親王に受けて、その蘊奥に達

士佐佐木信綱氏藏。
千首和歌の古寫本の奥書で、長慶天皇御在位を體する有力なる史跡である。文學博

畔雲散入藤原長親の天授三年に詠出した

畔雲千首奥書(一)



物語千首奥書(子の一)

出上三國天羅天羅人煙雲
本古の書夷天羅夷本古の書夷天羅夷本
十首味煙雲人煙雲人煙雲人煙雲人
士詩木詩木詩木詩木詩木詩木詩木詩
五聲。

同前の續きである。四行目以下の假字文
は聯雲の父、藤原家賢の消息である。



右 桐 韶 の 父 藤 原 家 覧 の 詞 暇 有 る。
同 前 の 詞 有 る。 四 行 目 右 司 の 鎏 宇 文

桐 韶 千 首 奥 著(予) 二

し、新葉和歌集の撰にも與り、また源氏物語等にも通じてゐた人で、元中六年に芳野朝の内大臣であつたことがこの奥書によつて知られる。畔雲は長生して正長二年に至つて薨じた。

今、右に掲げた奥書を、宗良親王千首群書類の奥書と照し合せて見る。宗良親王千首の奥書、宗良親王が天授三年に書いた文には、

天授二年の夏の末つかた、山風もしづかにふきて、しげき梢も枝をならさず、日ぐらしの聲ものどかに聞えて、大宮人もいとまある頃なればにや、内、春宮二御かた、千首御歌あそばさるべしとて關白などを初として、面々おなじ題にて歌奉るべきよし仰ごとありしかどもいさゝかさはる事はべりてのがれはべりき。そのゝちいくばくの日數もなくて、みな／＼よみ出させ給とて清書などせらるゝよしきこえしかば、いつのほどにやとふしきにぞ侍りし略下とあつて、師兼、經高、及び宗良親王も後から詠んだ事が見え、次に各人の歌を六首づつ書き載せてある。さうして天授三年に書かれた宗良親王千首奥書に於ける「内春宮二御かた」は、元中六年に書かれた畔雲千首の奥書に於いて「仙洞并當今」となり、

天授の關白は元中六年に故前關白となり、天授の春宮大夫師兼は元中六年には既に春宮大夫を離れてゐる。芳野朝後期の皇位授受は實に天授三年と元中六年との間に在つたのであつた。

この場合、從來の三代說の假説なる、長慶院は皇位に即かれず、春宮から太上天皇になられたといふ説を顧るのは不必要であらう。天授の春宮が、元中の仙洞で、天授の内が、元中の當今であらうと考へるのは、最不條理な考へ方である。但し念の爲に言へば、尋常の場合にも、又仙洞が皇位に即かれなかつた場合には殊に、當然當今并仙洞と書くべきのを、時の内大臣たる人が、却つて仙洞并當今と書いたのは、仙洞が先帝で且尊屬にましますので習慣によつてかやうに書いたものといふべきである。

皇位繼承が天授三年から元中六年までの間に在つたとして考ふるに、正平二十三年後村上天皇崩御以後、弘和元年までの間に御代の移りがあつたものとは思はない。これは在來の三代說の主張通り、新葉和歌集の明文通り、元弘から弘和までを三代とし、建德文中天授の主上は同一の方にましましたと見るを至當とする。

舊四代說の辯難はあつても、新葉集の記事を誤謬とするのは困難な事である。さうして天授三年よりも弘和元年の方が後であるから、芳野朝後期の皇位授受は弘和元年より後、詳しく述べ、新葉和歌集の奏覽せられたる弘和元年十二月三日より後、元中六年より前に在るものと言はねばならぬ。後村上天皇崩御以後、新葉和歌集奏覽以前に、代移りが無かつたといふのに反対する材料は、たゞ一の花營三代記があるのみである。その花營三代記は北朝の記錄で、同時に文中二年八月の天野御所合戦の事を記した他の記錄、三條實豐卿記、鳩嶺雜事記、愚管記等には、一も南方御讓位の沙汰は見えて居らぬ。從來の四代說の人々も、外に皇位授受の時日を指すべき材料が無いから、已むを得ずにこれを借りて居つたのであつて、四代說の中にもこれを採らぬ人もある。これは三代說側の主張のやうに戰亂の際の流言と見るべきであらう。その前例は園太曆にも見えて居る。

さて、芳野朝後期の皇位繼承は、弘和元年十二月より、元中六年正月までの間に在つたものと見て、更に、太上天皇、仙洞、院宣等の文字のある文書の年月を調べて見ると、

(元中元年後九月八日院宣 (護國寺文書)

元中二年九月十日太上天皇寛成 (高野山寶簡集)

元中二年九月二十一日院宣の文字 (丹生神社文書)

元中三年四月五日院宣 (三見氏文書)

右のうち、護國寺文書には年號が無いけれども、後九月と民部卿奉とによつて、元中元年として差支ないやうである。これらの院宣、太上天皇は、咲雲千首の仙洞と同一の方と見るのが至當であるから、従つて皇位繼承の年月は更に縮めることが出来る。即、皇位繼承は、弘和元年十二月から、元中元年後九月までの間と見るべきである。更に言はゞ、弘和の改元は辛酉革命の改元であるし、新葉集奏覽以前でもあるから、新帝の受禪には恐らく關係がないであらうが、元中の改元は、新帝の踐祚と關係がありはせぬか。弘和四年四月二十八日に元中と改元せられたのだから、皇位繼承はその以前と言つても大過は無いであらう。

四 南山第三帝

芳野朝後期の皇位繼承が、弘和元年十二月以後に一回あつたとすれば、次に起る問題は、然らば南山第三帝即建德文中天授の主上と、南山第四帝即元中の主上とは、果して何れの方にましましたかといふ事である。

まづ第一に考へられるのは、南北合一後の朝廷に於いて、太上天皇の尊號を受けられたのは、元中九年合一當時の主上であつて、即後龜山天皇である。故に建德天授の主上は後龜山天皇以外の方でなければならぬ。第二に咲雲千首奥書の、仙洞の旁書に長慶院殿とあり、當今の旁書に大覺寺殿とある。長慶院の慶字は乘の字に近い字を書いて居るが、これは慶の草體を寫し誤つたものであらう。この奥書は甚誤字が多い。第三に、元中二年の太上天皇寛成の御自署の願文である。元中の上皇が寛成の君にましますならば、建德天授の主上も亦寛成の君、即長慶院にましますこと論を容れない。第四に三寶院所藏の帝系圖に、當、寛成とある。これ後村上天皇の後を承けたる南山第三帝を指すものである。第五に、皇胤紹運錄に寛成親王を熙成王の上に係け、その南方に於ける自立を認めて居る事である。第六に、新葉和歌集師成親王奥書に、

應永卅年三月日書寫之、于時勢州安藝郡栗眞庄南陽寺泉昌庵行年六十三。同四月三日以畊雲自筆本校合了。此集作者存者、纔餘三四人、而皆已卒。梅隱祐常中務卿惟成親王、愚拙上野大守懷成親王、貞子内親王、右近大將長親、已上五人而已存略下

とあつて、この時なほ御存生であり、翌應永三十一年四月十三日に崩じた後龜山天皇を、新葉集作者の現存者中に數へて居ない。この奥書の筆者師成親王は後村上天皇の皇子であるから、後龜山院の御在世を知られぬ筈は無い。一方長慶天皇は既に應永十四年の觀心寺文書中に長慶院御遺命の語が見えてゐる。

以上の理由を以つて、南山第三帝即後村上天皇の後を承けて登極し給ひ、弘和年間に至つた天皇は長慶天皇にましまし、南山第四帝即元中の主上は後龜山天皇にましますと断定して差支ないと思ふ。

これに反して芳野朝第三の君を後龜山天皇とすべき材料はたゞ一つある。新葉和歌集卷第一・春歌上、

五百番歌合に

御 製

春はまたわがすむ方にかへるなりあしやのあまの衣かりがね

この歌を新續古今和歌集に重ねて採つて、題詞を「春の御歌の中に」とし、後龜山院御製として載せてゐる。新續古今和歌集は、永享五年八月二十四日の綸旨を以つて和歌を撰進すべき命を下し、永享十年八月二十三日に四季の部を奏覽して居る。

南北合一後四十七年後の編纂物である。

南北合一後の朝廷に於いては、芳野朝を目するに偽朝を以つてし、芳野朝の官位をも認めて居らぬ。故に新續古今和歌集に於いては、當然、畊雲寺入道前内大臣と誌すべきを、明魏法師とのみ記し、妙光寺内大臣と書くべくして、權中納言家賢と記し、正三位國夏、從三位國量と書くべくして、津守國夏、津守國量と記してゐる。芳野朝の帝位に對しても同様である。皇胤紹運錄に、後村上天皇の御事を、於南方偽朝稱君主と記し、長慶天皇の御事を、於南方自立と記し、後龜山天皇の御事を、自吉野降後蒙太上天皇尊號と記してゐる。荒曆にも、元中の主上を指して登極の君にあらずと稱し、太上天皇の尊號を奉る詔書は、元弘の例に據つて、雖無準的之舊蹟、特垂禮

敬之新制宣上尊號爲太上天皇と載せてゐる。即この朝廷のもとに撰進せられた新續古今和歌集に、後龜山院御製と記し奉つてゐるのは、合一後の朝廷に於いて尊號を上られた方を指すことは勿論で、この君は南山第三帝でなくして、第四帝即元中の聖上なのである。故に天授の御製を、新續古今和歌集に後龜山院御製としてゐるのは、必誤と見なければならぬ。

かくして、長慶天皇と後龜山天皇との間の皇位授受は、弘和元年十二月から弘和四年四月までの間に在るのであるが、弘和二年八月二十四日に、時の主上から後征西將軍宮に下し賜つた勅書案が五條文書の中にあるから、これが長慶後龜山のいづれの君の勅書かを定むれば、更にその疑問の期間を短くすることが出来よう。

この勅書案は、後征西將軍宮の御書を受けて、更に將來の欽慎を諭されたもので、言辭懇篤、原文は必宸翰であつたに相違ない。今、長慶天皇の御製の文章の現存せるものに、仙源鈔跋と元中の御願文とがあり、後龜山天皇の宸翰に、觀心寺縁起の奥書がある。長慶天皇は博學の君で、源氏物語専門の辭書たる仙源鈔の御撰あり、その御跋には、音聲の事を論じさせ給ひ、御製の和歌には、多く古今、萬葉、伊勢、源氏等を

援引せられて居る。支那の典故も屢々御製の和歌及び仙源鈔跋に見出される。

元中御願文に、敬白發願事、右今度雌雄如思者、殊可致報賽之誠之狀如件と遊ばされ、その簡にして要を得たるは、漢學の御素養の程も拜察せられる事である。さうして、弘和二年に下された勅書は、この時代の書簡文體なる候文の體ではあるが、複雑な内容を比較的短い文に現し、孔丘、魏徵の語を引用して、後征西將軍宮の行狀を諭させられてゐる。夫冀有省己之誠者、人焉瘦哉、殊可被勵精一也、大王之許否、雖難測、於今度者可令申、自今以後之是非、宜在于御行跡歟、の文面は、眞に博學なる長慶天皇の御製として仰ぐべきであらうと思ふ。愚存之所及、具載兩度之狀候とあるも、前から引き續いて主上にましました方の御書と拜すべきであらう。後龜山天皇の宸翰なる觀心寺縁起奥書は、これに比して餘程當時の俗用文に近い。龜鏡の語はあるけれども、これは當時の流行語で、漢學とは縁の薄いものとなつてゐる。吉田兼敦日記によれば、大覺寺仙洞にいます頃、兼敦を召して勅書の書例を御尋ねになつてゐる。旁弘和二年の勅書は長慶天皇の勅書であらうと思はれる。さらばその八月二十四日の頃までは、長慶天皇はなほ御在位ましたのである。

五 後醍醐天皇と後村上院

延元元年十二月、後醍醐天皇潛に芳野に行幸あらせられてより、三年を経て、遂に行宮に崩御あらせられた。神皇正統記に、この際の事を、

さても八月十日あまり六日にや、秋霧に侵されさせ給ひて、かくれましましぬとぞ聞えし。略中かねて時をも悟らしめ給ふにや、前の夜より親王をば左大臣の第へ移し奉られて三種の神器を傳へ申さる。後の號をば仰のまゝにて後醍醐の天皇と申す。

と記して居る。崩御前夜に御譲位あり、而して翌日の崩御であるから、多分、太上天皇の尊號も受けさせられず、事實、先帝にましますのであるけれども、臣下の者も、上皇と稱し奉る暇も無かつた事と察せられる。

かくて後村上天皇登極し給ひ、三十年を経て、正平二十四年三月十一日、住吉御所に崩御あらせられ、次に長慶天皇が帝位にお即きになられた。

然るに、芳野朝に於いて奏覽を経たる新葉和歌集を見ると、後醍醐、後村上兩帝の

御製を多く收め、また歌の小序にも屢々兩帝の御號を拜するが、これ等は、悉く、後醍醐天皇、後村上院と書き分けてある。これは何の理由に基くものであらう。

芳野朝以外の朝廷に於いては、代々の天皇をすべて何々院と稱し奉つて居た。

神皇正統記第六十三代冷泉院の條に、

この御門より天皇の號を申さず、又字多より後謚を奉らず。遺詔ありて國忌山陵を置かれざる事は君父の賢き道なれど、尊號をとゞめらるゝ事は臣子の義にあらず。神武以來の御號も皆後代の定なり。持統元明よりこのかた遙位或は出家の君も謚を奉る。天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の義なれども心を得ぬ事に侍るなり。

とて、その不可を論じて居る。新葉和歌集の書式は、芳野朝の儀制に則り、芳野朝の儀制は、多分北畠親房と同説に出でたるものと思はるゝに、何故、後醍醐天皇に對して、後村上天皇と稱し奉らぬのであらう。

醍醐、村上はいづれも陵名を取つて謚號と爲したものといふ。それに等しく後字を附して謚號となしながら、同じ朝廷に於ける同一の准公文書に於いて、一は天

皇と稱し奉り、一は院と稱し奉るのは、その間に何等かの相違を認めねばならぬ。

北朝に於いては、後醍醐天皇の御在位中よりして、之を先皇と爲し、吉野院、又は吉野新院等と稱し奉つてゐる。これに對して、芳野朝に於いては、崩御前日までの御在位を強く主張する爲に、後醍醐天皇と稱し奉つたものと察せられる。然らば同じ理由に依りて、後村上天皇と後の世にも稱し奉るべきに、然らずして後村上院と稱し奉るのは、事實に於いて、後村上天皇が一旦院にましました事を示すものと思はれる。一體院とは上皇御所を指し奉る語である。近衛天皇、後二條天皇の如き、御在位の儘崩御せられた方をも、近衛院、後二條院と稱し奉つてゐるけれども、それはすべての天皇を院と稱し奉る儀制の下に於いてであつて、いまだ御在位の御方を、直に指して院と稱し奉つた例は無いのである。故に思ふに、後村上天皇は、うつし世に於いて、太上天皇の尊號を受けさせられ、臣下が仰いで院と稱し奉つた事が、新葉和歌集にその記録を存して居るのであるまい。高野山文書、正平六年正月二十九日の綸旨にも、後宇多院並後醍醐天皇御菩提事といふ句が見えて居る。例を臣下に取るのは倫を失してゐようけれども、攝政、關白に終つた人を、何々の攝

政、關白と稱し、攝政、關白を罷めて、後に終つた人を、前攝政、前關白と書する例も思ひ合される。後醍醐天皇におかせられては、院と稱せらるべき機會が殆無かつたことは前に述べて置いた。

後村上天皇は、正平二十年十二月までは、明に御在位にましましたことが新葉和歌集に見えるから、その後に御讓位あらせられたものであらう。長慶天皇はその御讓位を受けさせられて受禪あらせられたものである。

六 長慶天皇の御治天

住の江の浦ふく風、長閑ならぬ世に當つて、長慶天皇は受禪あらせられた。多年戦亂の後を受けて誠に皇風振はざる時であつた。殊に間もなく、正平二十三年三月十一日には、英明なる先皇後村上天皇が崩御ました。正平十五六年頃から引き續き住吉御所を行宮として駐り給ひ、この數年來はまた北朝との講和の議も申し行はれて、中間に周旋する者もあつたやうである。しかも、いまだ成らずして後村上天皇の崩御に遭ひ、講和の議はこゝに一頓挫をして、長慶天皇の新朝廷は

主戦派が勢力を得るやうになり、翌二十四年正月には講和の事に盡力した楠木正儀が武家方に降つた。芳野朝が苟安を保ち得て、時には北京をも陥るゝが如き勢のあつたのは、主として伊勢の北畠氏と、河泉の楠木氏との力によるものと見られる。その楠木氏の統領として、南方武力の中心となり、義軍を總管すべき位置にある正儀の背叛は、從來の南方の人々に貳心を抱かしめる虞があり、正儀自身はその一族から追はれたけれども、芳野方の統一力に至大の缺損を與へたことは疑を容れない。かくては住吉の行宮も保たれ難くして、天野の御所に移られるやうになつた。

この時、鎮西に於いては、懷良親王の武運旺盛にして、九州統一の功を奏して居られる。しかも、何の事情によつてか、長慶天皇の新政後間もなき建徳二年に、悲觀的な御歌を遙に信州なる宗良親王の許に寄せてゐる。

日にそへてのがれむとのみ思ふ身にいとどうき世の事しげきかな
知るやいかに世を秋風の吹くまゝに露もとまらぬわが心かな
これに對して宗良親王は、

とにかくに道ある君が御代ならば事しげくとも誰かまどはむ
草も木も靡くとぞきくこのごろの世を秋風となげかざらなむ
と慰めて居られる。宗良親王の第一首の前提法は、聖代の徳を頌する意味のものではない。道ある君の御代といふに假説法を用ゐるのは、うき世の事しげき理由を含むものである。長慶天皇の御代はかく艱難に始つたのであつた。やがて九州も今川了俊の手によつて、武家方に蹂躪せられる。

楠木正儀は既に矛を逆にして、昨日の味方と攻戦してゐる。文中二年には、みづから案内者となつて、長慶天皇の籠らせられる天野御所を攻め、遂にこれを陥れる。天皇は芳野に逃れて、そこを行宮とせられたものと思はれる。山中に籠居しては、やゝ戦を忘るゝ日もあつて、天授元年には五百番の歌合を催され、翌年は、千首和歌の御製を遊ばされ、春宮、宗良親王、教頼、師兼、經高、長親等にも同題の千首和歌を上らせた。このうち、宗良親王千首と、長親の千首と、御製の千首の抜書とが今に存して居る。群書類從に收めてある師兼千首も亦天授年間のものと見えるが、この時ものでは無い。

天授六年には、一旦北方に降つた和泉の橋本正督がまた芳野朝方となつて戦死し、その秋は敵は官軍の根據地なる紀州に攻め入つて、宮方の諸城多く陥落した。

翌弘和元年には、宗良親王の私撰なる新葉和歌集を以つて勅撰集に擬せられ、その冬には天皇みづから多年の蘊蓄を傾注せられて、源氏物語の辭書なる仙源鈔を御撰遊ばされた。

弘和二年には、楠木正儀再び歸順して敵と戦つたが、官軍の義士積年の疲弊を以つてして既に傾く日影を招き返す力は無い。かくて弘和二三年の間に、皇弟熙成親王に御讓位あらせられ、熙成親王受禪して皇位に即かれた。

長慶天皇はこゝに上皇としても、なほ回天の籌を捨てさせ給はなかつたやうである。元中二年の高野山に納められた御願文に、今度の雌雄思ふが如くんば殊に報賽の誠を致すべしと遊ばされたのは、必武家を誅罰せられようとの御結構と思はれるが記録の存するなく、その間の事情を明にし難い。長慶天皇は、天授二年には、當時春宮にましました皇弟後龜山天皇と同題を以つて千首和歌を遊ばされ、弘和二年には、物に傲らば骨肉も行路と爲らむといふ句を引用せられて、後の征西將

軍宮を諭し給ひ、また天授千首の中に、

さまやくに末ぞさかえむもゝしきに枝をつらぬる園のくれ竹

といふ御製を遊ばしてゐる程で、皇族方に對して常に美しい徳を以つて居られたので、後龜山天皇との間に御中不和といふやうな事は、決して無く、この元中の御願文も北方に對するものと見奉るべきである。

五條氏文書の後の征西將軍宮の御書中なる、仙洞の文字が長慶天皇の御在世を傳へる最後のものである。この御書は断簡であつて年號を缺くが、書中の事實を他の文書に比較する時は、元中八年のものなることが知られる。これより先、二見文書に元中三年の院宣あり、元中六年の咲雲千首奥書に仙洞の字が見えて居るから、この元中八年までは引き續いて御在世であつた事は確である。

一方仙源鈔跋南山皇胤に、

應永三年二月十七日、以先皇之御草本、如形遂清書功了。

求法沙門判

とあり、また應永十四年四月十六日の觀心寺文書に長慶院御遺命と見えて居るか

長慶天皇を仰ぎ奉りて

ら、この間に崩御あらせられたものであらう。さらば、誤の多いと言はる、大乘院日記目録に、

應永元年八月一日、大覺寺法皇崩五十號長慶院

とあるのも、丁度時代が適ふやうである。今假にこの御壽から、御降誕を逆算して見ると、興國四年に當り、父帝後村上天皇御年十六の時の皇子であつて、多分皇長子であらうと察せられる。御母は嘉喜門院である。

七 長慶天皇の御製

歌道に於ける師範家の出現は、即、歌道が漢學に代つて、公家の必修學科と爲つた時期を示すものである。鎌倉時代の天皇で、和歌の勅撰集に御製を留められぬのは、仲恭天皇、四條天皇がましますのみである。後醍醐天皇が天下の義士を召され、討賊の軍を起し給ひしも、時利あらず、遂に芳野に潛幸して、南山僻陬の地に四代の朝廷を保立するに至り、しかも代々儀として日の本つ國の神の御裔としての尊嚴をくだし給はず、征戰行旅の間になほ歌道を勵ませられ、朝に堅甲を被つて敵陣

を衝く廷臣は、夕に袖を連ねて百首千首の御會に伺候する状態であつた。

芳野朝の朝廷に於かせられては、制令を立て、天下に號令してその尊嚴を示され、一方には歌道を以つて、その品格を保持し、公家としての尊貴を保持するに努めたのであつた。天下を芳野朝の天下なりとする名分を立て、論じて行けば、文學の上にも當朝の事實として擧ぐべき事が多いであらう。唯芳野、賀名生、さては住吉、天野の行宮を中心として芳野四代の宮廷に於いて有せられた文學は、主として歌道を擧げねばならぬ。

芳野朝の歴史は、大覺寺持明院兩皇統の迭立に端緒を開く。而して歌道の庇護者としての皇室の態度もおのづから二途に出でて、大覺寺統は、二條家の嫡流たる爲世の宗旨を用ゐられ、持明院統は、爲世の敵手たる爲兼の流義を採用せられた。爲兼の歌道は、後伏見、花園、光嚴の諸帝に傳へられたのであるが、その家業を繼ぐべき子が無かつた爲に、北朝となつては、却つて爲世の子孫が歌道の指導者となるに至つた。一方、大覺寺統はもとより爲世の宗旨によるのであるから、歌道に於いては、ともかく爲世派の統一に歸したといふ事が出来る。爲世爲兼の主張の相違は、

爲世が二條家の庭訓を嚴守して、一步もその外に出まいとするに對して、爲兼もやはり家訓に口を藉りながらも、更に多少の新味を切り開かうとするのである。

芳野朝の歌道の傳統が爲世に出づることは前に述べた。南山に行宮を定めらるゝに至つて、歌道の師範として特に奉仕した者は蓋し無いであらう。たゞ善謀勇戦の傍、平生のたしなみなる歌道の蘊蓄を傾けて、時の明星と仰がれた人はあらう。春のみ山の昔より雲井の高きに至るまで、後醍醐天皇の一代を見奉つた北畠親房は、また幼少より後村上天皇に奉仕し、その君の御治世には、勅を以つて古今和歌集序の註を作つて奏進した。親房の歌はその學識に累せられて智巧に傾くやうである。到底爲家爲世の範圍に出ないやうである。更に新葉和歌集によつて權中納言爲忠の名が見られる。彼は爲世には孫、爲藤の二男であるといふ。爲藤は爲世の子ではあるけれども、萬葉集の古調に興味を有つて居たと信せられることは、むしろ父の敵手たりし爲兼一流に類してゐる。抑鎌倉時代に入つてより、特に鎌倉右大臣を別としても、京都の歌壇に於いても、萬葉が一時の好奇心を惹き、好んでその古體を詠ずることが少くなかつた。爲兼一流に於いて、その選集に萬葉

風の歌が比較的多く發見せられ、また、萬葉の詞を取りて歌を作るやうの事も行はれた。この一流は、爲藤、爲忠と傳つて、芳野朝に一時の傾向を生じたやうである。萬葉調を攻撃してそれを斥けた一文が南山の純爲世派の人の手によつて作られてゐる事が、却つて當時的一面を示してゐるやうである。

併しながら、それは一時の傾向であつて、芳野朝の歌道の主調が、爲世の流に出でたるものなることは勿論である。芳野に於ける後醍醐天皇の御製は、流石に高大なる調子を含んでは見えるけれども、なほ巧緻纖麗を主脈としてゐる。後村上天皇の御製も亦、この庭訓を受け、強い意味を柔い巧な調子に包んで、美しい文字に低徊せられた作品が多い。臣下には同じく爲世の系統なる藤原公泰と藤原家賢とが、歌道の大勢を導いて行つた人と思はれる。この人々は特に幽玄體を主張して、剛健な風を嫌つたものである。

かくして長慶天皇の御製は、父祖御二代の巧な調子ではあるが、どことなく大きい所のある歌風と、純爲世派のひたすらに纖麗を事とする人々とを受けて、これに博く和漢の學に於ける智識を加へさせられ、多く歴史のある語詞を用ひさせられ

た。源氏物語の所々をよませ給うた御製の中に、

おひ出でし磯の姫松ひきわかれあさき根ざしにぬる、袖かな
みるめなき恨は猶やまさるらむ蟹のすさびのとはすがたりに
の纖巧を極めたる、眞に仙源鈔の撰者としての御作品たるに背かない。

いかにせむしぐれて渡る冬の日の短き心くもりやすさを
夕かせの雲ふきはらふなかぞらに出でて夜をまつ月の影かな
に至つては、自然が有する纖細な情調を描き出されたものといふことが出来よう。
なほ明き空に出でたる月の寂しさは、夜をまつの一句によつて言ひ盡されてゐる。
自然を描いて清麗なるものに、

住吉の松にすゞしくひゞき來て夕立すぐる武庫の山かせ
の如きあり、後醍醐、後村上の兩帝を受けさせられた調子の高大なるものに
かつらぎや高まのあらしさよふけて雲なき峰に月ぞいさよふ
難波江や秋立つ波のうちつけにすゞしくもあるか奥津汐かせ
春をおきて時こそありけれよしの山さくらの梢色かはる頃

音聲の事を論じては、萬葉を見てひろく心得べしと遊ばされたが、御製に於いて
も、萬葉の詞を取りて作らせられたものを見る。

うぐひすの花まつほどいやどりかも春くるかたの庭のくれ竹

の如きも、この時代の萬葉調の歌としては注意するに足ると思ふ。古今集、伊勢物

語を援引せられたものは特に舉ぐる暇も無いが、

世泰親王かくれ給うて如意輪寺にをさめ侍りした年の從二位教子かの
寺にこもり侍りけるに、夜更くるまゝに佛事のことなど松風にたぐひてき
こえければたまはせける

松かげをおもひやること悲しけれ千世もといひし君がこゝろに
に、特に美しい御情誼のほどが拜せられる。

王者の御詠として、帝德の大なることの拜せらるゝものには、
高き屋に煙をのぞむいにしへに立ちも及ばぬ身をなげきつ
星うたふ聲にもしるしちはやぶる神の鏡はたゞこゝにます
まつりごとたすくる四つの道しあればかしこきあとにかへらざらめや

うきまゝに人をうらみぬ心こそ身をしる雨と袖にふりけれ

畢竟長慶天皇の御製は、その博學にました事によりて生ずる典據ある文字の自在なる驅使と、爲世一流の巧緻なる發表の技術と、帝王としての御徳とを兼ね備へられ、これに大自然に對する直接の御觀象を加味せられたものと申すべきである。



					武田祐吉著 国文學研究
栗田寛著	河野省三著	河野省三著	日本精神發達史	菊判四七〇頁 定價四圓二十錢	萬葉集篇
加藤立智校著	野村八良著	上代文學に現れた日本精神	日本精神の研究	菊判四〇六頁 定價三圓八十錢	神祇篇
古語拾遺講義 稲威男健	野村八良著	武家時代文學に現れた日本精神	日本精神の研究	菊判四三〇頁 定價三圓八十錢	定價三圓八十錢
		四六判二〇〇頁 定價一圓五十錢	四六判二五〇頁 定價二圓	菊判五三〇頁 定價六圓	菊判四四〇頁 定價三圓八十錢

池邊眞櫻著 加藤玄智校	皇典講究所	校訂延喜式	古語拾遺新註	菊判七三二頁 定價十圓	
伊藤嘉夫編著	豐田八十代著	萬葉地理考		菊判一四〇三頁 定價二十圓	
澤田總清著	佐伯有義補註	萬葉集二十六考		菊判別地圖付 定價三圓五十錢	
櫻木直香著 荒木田楠千代編	上野歌解・旋頭歌解	神道名目類聚抄		菊判二三〇頁 定價一圓八十錢	
懷風藻註釋				菊判三八〇頁 定價三圓八十錢	
纂訂西行法師全歌集				菊判三八八頁 定價三圓八十錢	
				菊判四五〇頁 定價三圓八十錢	
				菊判四五〇頁 定價三圓五十錢	

ITP-65

國文六國史叢書	武田祐吉著	日本書紀上卷	新菊三四〇頁 定價二圓五十錢		
武田祐吉著	日本書紀下卷	新菊三七〇頁 定價二圓五十錢			
今泉忠義著	續日本紀上卷	新菊三九〇頁 定價二圓八十錢			
今泉忠義著	續日本紀中卷	新菊三八〇頁 定價二圓八十錢			
今泉忠義著	續日本紀下卷	新菊三六四頁 定價二圓八十錢			
武田祐吉著	三代實錄上卷	新菊三八〇頁 定價二圓八十錢			
以下續刊					

終